

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800332号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800140号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年3月26日から同年8月13日まで

請求期間の直前に勤務した事業所の事情により、昭和61年3月26日からA社に勤務した。継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社発行の辞令及び普通預金通帳の写しから判断すると、請求者が請求期間のうち昭和61年4月1日から同年8月13日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社を合併したとするB社の事業主は、請求者の請求期間に係る勤務を確認できる資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間のうち昭和61年3月26日から同年3月31日までの期間に係る勤務について確認することができない。

また、請求者は請求期間に係るA社発行の給与明細書を保有していない上、B社の事業主も賃金台帳及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。